

コロナ禍における市民・NPOのモラルと自治体

情報公開クリアリングハウス理事 奥津茂樹

長引くコロナ禍の中で自治体でもカスハラが生じている。こうした現状・課題認識が今回の原稿依頼の趣旨だった。情報公開条例に基づく市民の権利行使において、自治体職員がカスハラと受け止めるような言動が時折あると思われる。自分自身の過去を振り返ると、職員の応対の「理不尽」に反発し、強い叱責をした記憶が何度かある。当時はカスハラなどという言葉はなかったが、今ならばカスハラになるかもしれない。聖人君子ではない自分が、カスハラも含めたモラルを論じる資格があるのだろうか。そう自問しつつも、だからこそ、自身の過去の失敗からの学びと職員に対する要望を合わせて論じなければならぬと考へた。

カスハラを抑止し得る制度

人間の言動には情と理がある。ときには一方が優勢になり、ときには両者が交錯する。ここで簡単な自己分析をしたい。私は情よりも理が強い面がある。それは自身の生育環境にあつたと思われるが、ここでは、それを深掘りしない。

情は主観的であることを、理は客観的であることを重視する。言うまでもなく法は後者であり、情報公開制度は、職員による主観的で恣意的な取り扱いを抑止することを目的としている。

しかし、どんな制度でも完璧はな

く、職員の主觀や恣意が入り込む余地がある。たとえば、職員にとって知られたくない事実があるとき、それに関する情報を非公開にしたり、不存在とする例もある。

それが制度の定めた客観的で合理的な基準に基づくものならば、情報公開を始めた市民は仕方がないと諦めるだろう。しかし、そうでない場合は納得がいかず、その「理不尽」に憤り、勢い余つて職員を強く叱責することもある。

若気の至りという言葉がある。一般的には思慮を欠く、無分別な言動という意味だ。しかし、私自身がカスハラ化(?)した過去を振り返る

ると職員が考える場合だ。そこに、理をめぐる市民と職員との矛盾対立がある。「理不尽」とカギ括弧をつけたのは、双方の「理」が異なるからだ。

しかし、情報公開制度には優れた面がある。それは情報公開の是非や範囲について、市民と職員が矛盾対立したときに、いずれに理があるのかを第三者が審査し、決定する仕組みがあることだ。

情報公開制度の意義は公開することではなく、公開の是非を争えることがある。そのように、私は市民と職員の双方に力説してきた。理の所在をめぐる議論を尽くすことで、



おくつ・しげき
1960年神奈川県生まれ。明治大学法学部卒業、同大学院法学研究科修士課程修了。駿台予備校論文科講師。NPO法人「情報公開クリアリングハウス」理事。情報公開と個人情報保護をテーマに全国各地の自治体職員研修などで講師をつとめている。著書に『情報公開条例の論点——アカウンタビリティ実現のために』『個人情報保護の論点』(以上ぎょうせい)、『メディアと情報公開』(花伝社)など。